

日本原子力研究所法案の提案理由説明

ただ今議題となりました日本原子力研究所法案につきましまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

原子力の開発が将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、人類社会の福祉と国民生活の水準向上に極めて重要な意義を有するものでありますことにつきましまして、今更論をまたないところでありまして、政府におきましても、原子力開発の重要性にかんがみまして、一昨年以來、原子力に関する行政機構の確立と研究所の実施機関の早急整備を意図してあり、昨年、原子力基本法が制定されました後、本年一月からは原子力委員会及び原子力局の発足をみた次第であります。

研究所発の実施機関につきましましては、諸外国における研究所発の進展状況にかんがみまして、わが国におきましても早急に研究に着手することが望しいこと、アメリカ合衆国との間における濃縮ウランの受入協定の成立に伴いまして、これが受入機関を早急に整備する必要があること等の理由から、法律の裏付けを待つことなくとりあえず財団法人として昨年十一月三十日原子力研究所を発足いたさされました。

しかしながら、これは当面の措置でありまして、原子力基本法にも規定されておらずとあり、法律に基く国家的機関としての研究所を整備いたしますことが必要であり、政府にお

c111-008-008

きましても原子力委員会を中心に慎重に検討してまいつたのであります。

その結果、この研究機関といたしましては、原子力開発が極めて広範囲にわたる技術の総合の上に成り立ち得るものであること、高度の技術水準が要求されていること、並びに広く各界にわたる協力体制を確保する必要があること、これがためには単に資金的な面ばかりでなく有能な研究技術者の交流を図る必要等から民間各界の協力が不可欠の要請であること等の諸要件を満たし、我が国における原子力開発のセンターとなるべき研究開発実施機関としての美質を整えるために、民間の出資をも認め、しかも政府の強い監督に服する特殊な法人とすることといたしました。

この法案は、以上の経緯及び観念に立ちまして、原子力基本法に基き、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与させることを目的といたしまして、日本原子力研究所を設立しようとするものであります。

次にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、日本原子力研究所の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資金の合計額とし、政府は一般会計から研究所の設立の際二億五千万円を出資することになつてあります。また政府は出資にあつては、土地、建物等をもつて現物出資することができようになつてあります。

第二に、研究所の役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その任命につきましては、理事長にあつては、理事及び監事を置くこととし、その任

内

命につきましては、理事長にあつては、理事及び監事を置くこととし、その任

子力委員会の同意を得て、副理事長及び理事にあつては、理事長及び原子力委員会の意見をきいて、監事にあつては、原子力委員会の意見をきいて、それぞれ内閣総理大臣が任命することといたしております。

第三に、研究所の行う業務であります。日本原子力研究所設立の目的に従ひまして、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、原子炉の設計、建設及び操作、原子力関係研究技術者の養成訓練、放射性同位元素の輸入、生産及び頒布等の業務を行はしめることといたしております。なお、研究所は、その業務を行うに当りましては、原子力委員会の議決を経、内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて行わなければならないことといたしております。

第四に、研究所の財務及び会計であります。研究予算、資金計画、事業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等につきましては、内閣総理大臣の認可又は承認を要することとありますが、これは、研究所の業務の公益性によるほか、政府の出資金が、その資本金の二分の一以上に当ること並びに研究所の特殊な法人としての性格上、政府以外

の出資者の発言権が認められないため、内閣総理大臣がこれらの者に代り研究所の財務及び会計に関与する必要があること等の理由によるものであります。また政府は、研究所の研究開発実施機関としての特殊性にかんがみまして、その業務に要する経費の一部を補助することといたしております。

第五に、研究所は、内閣総理大臣の監督に服するのであります。内閣総理大臣は、研究

所に対して、監督上必要な命令をなし、また報告を徴し、所属職員をして立入検査ができる
ことにいたしました。

最後に、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理さ
せることにいたしておりますが、研究所の業務をなるべくすみやかに開始する必要があるま
すので、必要な準備を急速に行いたいと考えております。

一方現在の財団法人原子力研究所はこの研究所の成立の時にありて解散し、その権利義務
は研究所が承継するとともに、職員もそのまゝ引き継ぐことといたしております。

なお、登録税法及び地方税法の一部をそれぞれ改正し、研究所に対する登録税、不動産取
得税、固定資産税及び電気ガス税をそれぞれ減免する等の措置を講ずることとなつておりま
す。

以上が、この法律案の提案の理由並びにその要旨であります。

何とぞ慎重審査の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。